

令和6年度 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）の開催案内

建築物等の解体又は改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

当支部では、一戸建て等を含むすべての建築物を対象とした「建築物石綿含有建材調査者講習（一般）」を下記のとおり開催しますので、ご案内いたします。

1. 開催日時、場所及び定員 ※先着順で定員になり次第締め切りといたします。

	開催日	会場	定員
第1回	令和6年 5月 1日（水）9：00～16：45 5月 2日（木）9：00～17：00	岩手県建設会館 （盛岡市松尾町 17-9）	100名
第2回	令和6年 10月10日（木）9：00～16：45 10月11日（金）9：00～17：00	岩手県建設会館 （盛岡市松尾町 17-9）	100名
第3回	令和7年 2月 6日（木）9：00～16：45 2月 7日（金）9：00～17：00	岩手県建設会館 （盛岡市松尾町 17-9）	100名

2. 受講料及びテキスト代（消費税込み）

	会員区分	受講料	テキスト代	合計
全科目受講者	建災防岩手県支部会員	35,420円	3,734円	39,154円
	非会員	35,420円	5,181円	40,601円
一部科目免除者 石綿作業主任者技能講習修了者	建災防岩手県支部会員	29,920円	3,734円	33,654円
	非会員	29,920円	5,181円	35,101円

3. 受講資格及び添付書類等

	受講資格	添付書類等
1	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
2	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 2 年以上 の実務の経験を有する者	卒業証書写し 又は卒業証明書 及び 実務経験証明欄 A
3	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。4において同じ。）、建築に関して 3 年以上 の実務の経験を有する者	
4	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 4 年以上 の実務の経験を有する者（3に該当する者を除く。）	
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 7 年以上 の実務経験を有する者	
6	建築に関して 11 年以上 の実務の経験を有する者	
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上 の実務の経験を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び実務経験証明欄 C
8	建築行政に関して 2 年以上 の実務の経験を有する者	実務経験証明欄 D
9	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して 2 年以上 の実務の経験を有する者	
10	労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明欄 E
11	労働基準監督官として 2 年以上 その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明欄 D
12	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上 の実務の経験を有する者	左記に示す登録証写し及び実務経験証明欄 C

4. 申込み方法 **※重要**

(1) 所定の申込書に必要事項を記入し、下記の書類等を添えて建設業労働災害防止協会岩手県支部宛に郵送して下さい。不備があった場合、受付できませんのでご注意下さい。

《添付書類》

写真 2 枚	タテ 3cm × ヨコ 2.5cm、申請 6 ヶ月以内撮影、上 3 分身、正面、脱帽、背景無地を申込書に仮貼付して下さい。写真の裏面には氏名を記入して下さい。
修了証等の写し	受講資格に応じた修了証、卒業証書の写しを申込書に添付して下さい。 ※講習会当日原本を持参し、受付で提示して下さい。

- (2) 各開催日7日前若しくは、定員に達した時点で締切ります。
- (3) 講習開始の約3週間前になりましたら受講票、講習料請求書を事業所に送付いたします。到着次第、指定の銀行口座に講習料の振込手続きをお願いいたします。
- (4) 受講申込み取消し（キャンセル）については、講習会当日7日前までとし、講習料から振込手数料を差引き返金いたします。それ以降の取消し（キャンセル）については講習料の返金はできません。

5. 注意事項等

- (1) 所定の講習科目を受講した方に対し修了考査（筆記試験）を行います。合格者には「修了証」を交付いたします。不合格者には、再受験のための「受講証明書」を交付いたします。不合格の場合は、講習受講年度の翌々年度まで再受験が可能です。再受験の手続きに関しては交付後ご連絡いたします。
- (2) 遅刻をしますと受講はできません。修了考査（筆記試験）も受けることができません。
- (3) 講習当日は受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (4) テキストは当日会場で配布します。
- (5) 昼食は各自ご用意下さい。
- (6) 車でお越しの方は、有料駐車場を含め台数に限りがありますので、相乗り等のご協力をお願いいたします。会場の駐車場がご利用できない場合がございますので、余裕をもってご来場していただき、満車の場合は最寄りの有料駐車場をご利用下さい。

6. 講習科目及び講義時間

第1日目		
講習科目等		講義時間
オリエンテーション		8:50～ 9:00
科目1. 建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識1	1時間	9:00～10:00
科目2. 建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識2	1時間	10:15～11:15
科目3. 石綿含有建材の建築図面調査	4時間	11:25～12:25
		13:25～16:45
(途中で1時間の昼休憩が入ります。)		
第2日目		
オリエンテーション		8:50～ 9:00
科目4. 目視調査の実際と留意点	4時間	9:00～10:30
		10:40～12:10
		13:00～14:00
科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間	14:10～15:10
修了考査	1.5時間	15:30～17:00
(途中で50分の昼休憩が入ります。)		

※石綿作業主任者技能講習修了者は「科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」が免除となります。ただし、希望する場合は全科目受講することも可能です。その場合、受講料は全科目受講の料金となります。

お申込み・お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部

〒020-0873 盛岡市松尾町 17-9 岩手県建設会館 3 階

TEL: 019-623-4411 FAX: 019-653-6113

